

② 国家公務員課室長等

イ 年度別女性国家公務員登用状況

	指 定 職		行 政 職 (一)												指定職～7級までの計 (本省課室長相当職以上)			行 政 職 (一)						指定職～5級までの計 (国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上)			
			10 級			9 級			8 級			7 級						6 級		5 級							
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)						
平成27年度	911	28 (3.1)	883 (96.9)	259	2 (0.8)	257 (99.2)	1,482	40 (2.7)	1,442 (97.3)	2,253	79 (3.5)	2,174 (96.5)	3,997	176 (4.4)	3,821 (95.6)	8,902	325 (3.7)	8,577 (96.3)	17,328	1,014 (5.9)	16,314 (94.1)	20,479	1,683 (8.2)	18,796 (91.8)	46,709	3,022 (6.5)	43,687 (93.5)
平成28年度	936	34 (3.6)	902 (96.4)	257	6 (2.3)	251 (97.7)	1,448	38 (2.6)	1,410 (97.4)	2,283	104 (4.6)	2,179 (95.4)	4,053	205 (5.1)	3,848 (94.9)	8,977	387 (4.3)	8,590 (95.7)	17,490	1,076 (6.2)	16,414 (93.8)	20,725	1,869 (9.0)	18,856 (91.0)	47,192	3,332 (7.1)	43,860 (92.9)
平成29年度	939	32 (3.4)	907 (96.6)	282	12 (4.3)	270 (95.7)	1,489	38 (2.6)	1,451 (97.4)	2,342	103 (4.4)	2,239 (95.6)	4,067	225 (5.5)	3,842 (94.5)	9,119	410 (4.5)	8,709 (95.5)	17,635	1,214 (6.9)	16,421 (93.1)	21,084	2,018 (9.6)	19,066 (90.4)	47,838	3,642 (7.6)	44,196 (92.4)
平成30年度	929	38 (4.1)	891 (95.9)	288	13 (4.5)	275 (95.5)	1,489	48 (3.2)	1,441 (96.8)	2,331	114 (4.9)	2,217 (95.1)	4,100	240 (5.9)	3,860 (94.1)	9,137	453 (5.0)	8,684 (95.0)	17,824	1,328 (7.5)	16,496 (92.5)	21,425	2,199 (10.3)	19,226 (89.7)	48,386	3,980 (8.2)	44,406 (91.8)
令和元年度	959	41 (4.3)	918 (95.7)	298	14 (4.7)	284 (95.3)	1,506	53 (3.5)	1,453 (96.5)	2,324	135 (5.8)	2,189 (94.2)	4,181	242 (5.8)	3,939 (94.2)	9,268	485 (5.2)	8,783 (94.8)	18,110	1,428 (7.9)	16,682 (92.1)	21,626	2,420 (11.2)	19,206 (88.8)	49,004	4,333 (8.8)	44,671 (91.2)
令和2年度	969	43 (4.4)	926 (95.6)	286	9 (3.1)	277 (96.9)	1,481	65 (4.4)	1,416 (95.6)	2,302	146 (6.3)	2,156 (93.7)	4,211	278 (6.6)	3,933 (93.4)	9,249	541 (5.8)	8,708 (94.2)	18,076	1,510 (8.4)	16,566 (91.6)	21,697	2,662 (12.3)	19,035 (87.7)	49,022	4,713 (9.6)	44,309 (90.4)
令和3年度	977	44 (4.5)	933 (95.5)	289	11 (3.8)	278 (96.2)	1,444	71 (4.9)	1,373 (95.1)	2,297	157 (6.8)	2,140 (93.2)	4,219	298 (7.1)	3,921 (92.9)	9,226	581 (6.3)	8,645 (93.7)	18,063	1,664 (9.2)	16,399 (90.8)	21,706	2,925 (13.5)	18,781 (86.5)	48,995	5,170 (10.6)	43,825 (89.4)
令和4年度	975	51 (5.2)	924 (94.8)	286	9 (3.1)	277 (96.9)	1,429	82 (5.7)	1,347 (94.3)	2,309	156 (6.8)	2,153 (93.2)	4,263	337 (7.9)	3,926 (92.1)	9,262	635 (6.9)	8,627 (93.1)	18,058	1,734 (9.6)	16,324 (90.4)	21,700	3,185 (14.7)	18,515 (85.3)	49,020	5,554 (11.3)	43,466 (88.7)
令和5年度	977	46 (4.7)	931 (95.3)	301	11 (3.7)	290 (96.3)	1,474	95 (6.4)	1,379 (93.6)	2,370	173 (7.3)	2,197 (92.7)	4,243	347 (8.2)	3,896 (91.8)	9,365	672 (7.2)	8,693 (92.8)	18,324	1,901 (10.4)	16,423 (89.6)	21,524	3,468 (16.1)	18,056 (83.9)	49,213	6,041 (12.3)	43,172 (87.7)
令和6年度	987	50 (5.1)	937 (94.9)	301	17 (5.6)	284 (94.4)	1,483	109 (7.3)	1,374 (92.7)	2,304	185 (8.0)	2,119 (92.0)	4,295	384 (8.9)	3,911 (91.1)	9,370	745 (8.0)	8,625 (92.0)	18,333	2,075 (11.3)	16,258 (88.7)	23,005	3,843 (16.7)	19,162 (83.3)	50,708	6,663 (13.1)	44,045 (86.9)
令和7年度	992	55 (5.5)	937 (94.5)	288	16 (5.6)	272 (94.4)	1,421	112 (7.9)	1,309 (92.1)	2,359	217 (9.2)	2,142 (90.8)	4,373	411 (9.4)	3,962 (90.6)	9,433	811 (8.6)	8,622 (91.4)	17,908	2,202 (12.3)	15,706 (87.7)	22,781	4,139 (18.2)	18,642 (81.8)	50,122	7,152 (14.3)	42,970 (85.7)

出典：内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」〔各年度7月1日現在〕より内閣府算定

(注) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の指定職俸給表及び行政職俸給表(一)各級適用職員数

(参考：平成26年度以前の年度別女性国家公務員登用状況 (人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」)より)
(昭和59年度以前)

	指 定 職		行 政 職 (一)						計			
			1 等 級		2 等 級							
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)									
昭和50年度	1,271	1 (0.1)	1,270 (99.9)	1,146	1 (0.1)	1,145 (99.9)	4,521	18 (0.4)	4,503 (99.6)	6,938	20 (0.3)	6,918 (99.7)
昭和55年度	1,559	3 (0.2)	1,556 (99.8)	1,418	6 (0.4)	1,412 (99.6)	5,041	33 (0.7)	5,008 (99.3)	8,018	42 (0.5)	7,976 (99.5)

(昭和60年度～平成17年度) 人、(%)

	指 定 職		行 政 職 (一)									計			
			11 級			10 級			9 級						
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)												
昭和60年度	1,606	4 (0.2)	1,602 (99.8)	1,385	10 (0.7)	1,375 (99.3)	1,634	9 (0.6)	1,625 (99.4)	3,493	17 (0.5)	3,476 (99.5)	8,118	40 (0.5)	8,078 (99.5)
平成2年度	1,627	9 (0.6)	1,618 (99.4)	1,438	16 (1.1)	1,422 (98.9)	1,874	12 (0.6)	1,862 (99.4)	3,850	30 (0.8)	3,820 (99.2)	8,789	67 (0.8)	8,722 (99.2)
平成7年度	1,673	10 (0.6)	1,663 (99.4)	1,560	9 (0.6)	1,551 (99.4)	2,092	23 (1.1)	2,069 (98.9)	4,027	48 (1.2)	3,979 (98.8)	9,352	90 (1.0)	9,262 (99.0)
平成12年度	1,660	6 (0.4)	1,654 (99.6)	1,644	23 (1.4)	1,621 (98.6)	2,277	26 (1.1)	2,251 (98.9)	4,158	67 (1.6)	4,091 (98.4)	9,739	122 (1.3)	9,617 (98.7)
平成13年度	1,627	11 (0.7)	1,616 (99.3)	1,706	24 (1.4)	1,682 (98.6)	2,318	35 (1.5)	2,283 (98.5)	4,155	66 (1.6)	4,089 (98.4)	9,806	136 (1.4)	9,670 (98.6)
平成14年度	1,641	13 (0.8)	1,628 (99.2)	1,774	27 (1.5)	1,747 (98.5)	2,291	31 (1.4)	2,260 (98.6)	4,161	59 (1.4)	4,102 (98.6)	9,867	130 (1.3)	9,737 (98.7)
平成15年度	1,623	13 (0.8)	1,610 (99.2)	1,734	36 (2.1)	1,698 (97.9)	2,306	30 (1.3)	2,276 (98.7)	4,142	66 (1.6)	4,076 (98.4)	9,805	145 (1.5)	9,660 (98.5)
平成16年度	861	10 (1.2)	851 (98.8)	1,717	36 (2.1)	1,681 (97.9)	2,199	28 (1.3)	2,171 (98.7)	3,679	68 (1.8)	3,611 (98.2)	8,456	142 (1.7)	8,314 (98.3)
平成17年度	887	11 (1.2)	876 (98.8)	1,703	36 (2.1)	1,667 (97.9)	2,188	43 (2.0)	2,145 (98.0)	3,674	64 (1.7)	3,610 (98.3)	8,452	154 (1.8)	8,298 (98.2)

(平成18年度以降) 人、(%)

	指 定 職		行 政 職 (一)												計			
			10 級			9 級			8 級			7 級						
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
平成18年度	894	10 (1.1)	884 (98.9)	132	0 (0.0)	132 (100)	1,624	38 (2.3)	1,586 (97.7)	2,211	46 (2.1)	2,165 (97.9)	3,709	75 (2.0)	3,634 (98.0)	8,570	169 (2.0)	8,401 (98.0)
平成19年度	903	11 (1.2)	892 (98.8)	179	1 (0.6)	178 (99.4)	1,597	39 (2.4)	1,558 (97.6)	2,246	43 (1.9)	2,203 (98.1)	3,751	84 (2.2)	3,667 (97.8)	8,676	178 (2.1)	8,498 (97.9)
平成20年度	901	16 (1.8)	885 (98.2)	215	2 (0.9)	213 (99.1)	1,555	38 (2.4)	1,517 (97.6)	2,249	52 (2.3)	2,197 (97.7)	3,823	97 (2.5)	3,726 (97.5)	8,743	205 (2.3)	8,538 (97.7)
平成21年度	914	19 (2.1)	895 (97.9)	232	5 (2.2)	227 (97.8)	1,512	37 (2.4)	1,475 (97.6)	2,281	45 (2.0)	2,236 (98.0)	3,792	114 (3.0)	3,678 (97.0)	8,731	220 (2.5)	8,511 (97.5)
平成22年度	891	20 (2.2)	871 (97.8)	250	7 (2.8)	243 (97.2)	1,516	38 (2.5)	1,478 (97.5)	2,399	54 (2.3)	2,345 (97.7)	3,780	110 (2.9)	3,670 (97.1)	8,836	229 (2.6)	8,607 (97.4)
平成23年度	904	18 (2.0)	886 (98.0)	255	7 (2.7)	248 (97.3)	1,537	44 (2.9)	1,493 (97.1)	2,467	59 (2.4)	2,408 (97.6)	3,826	115 (3.0)	3,711 (97.0)	8,989	243 (2.7)	8,746 (97.3)
平成24年度	903	15 (1.7)	888 (98.3)	256	5 (2.0)	251 (98.0)	1,601	45 (2.8)	1,556 (97.2)	2,438	62 (2.5)	2,376 (97.5)	3,916	127 (3.2)	3,789 (96.8)	9,114	254 (2.8)	8,860 (97.2)
平成25年度	926	20 (2.2)	906 (97.8)	264	1 (0.4)	263 (99.6)	1,588	42 (2.6)	1,546 (97.4)	2,504	71 (2.8)	2,433 (97.2)	4,070	164 (4.0)	3,906 (96.0)	9,352	298 (3.2)	9,054 (96.8)
平成26年度	936	27 (2.9)	909 (97.1)	266	3 (1.1)	263 (98.9)	1,583	42 (2.7)	1,541 (97.3)	2,525	66 (2.6)	2,459 (97.4)	4,169	188 (4.5)	3,981 (95.5)	9,479	326 (3.4)	9,153 (96.6)

(注) 1. 平成12年度までは各年度末、13年度からは各年度1月15日現在。

2. 本省課室長相当職以上である指定職俸給表適用職員及び行政職(一)俸給表2等級(昭和50年度～昭和59年度)、9級(昭和60年度～平成17年度)又は7級(平成18年度以降)以上適用職員数。

3. 調査時点において適用されていた俸給表における各級の職員数を示す。

ロ 府省等別女性国家公務員登用状況

(令和7年7月1日現在)

	全職員 ※注2 (人)	うち 女性 (人)	全職員に 対する女 性割合 (%)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち 新たに昇任した職員		
				総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)
内閣官房	1,210	240	19.8	165	16	9.7	355	45	12.7	406	96	23.6	36	16	44.4
内閣法制局	68	17	25.0	24	0	0.0	10	5	50.0	19	7	36.8	3	1	33.3
内閣府	2,485	649	26.1	232	33	14.2	701	114	16.3	408	137	33.6	85	30	35.3
宮内庁	724	155	21.4	45	3	6.7	106	10	9.4	272	41	15.1	11	5	45.5
公正取引委員会	808	248	30.7	63	4	6.3	172	20	11.6	304	113	37.2	29	9	31.0
国家公安委員会 (警察庁)	8,193	1,099	13.4	900	22	2.4	1,329	75	5.6	1,355	192	14.2	348	34	9.8
個人情報保護委員会	199	60	30.2	17	3	17.6	57	10	17.5	65	16	24.6	17	3	17.6
カジノ管理委員会	144	27	18.8	13	2	15.4	50	8	16.0	55	8	14.5	12	1	8.3
金融庁	1,383	415	30.0	130	16	12.3	493	86	17.4	384	149	38.8	41	17	41.5
消費者庁	420	150	35.7	36	6	16.7	109	35	32.1	159	57	35.8	33	13	39.4
こども家庭庁	430	160	37.2	34	9	26.5	124	36	29.0	169	64	37.9	11	3	27.3
デジタル庁	543	116	21.4	40	0	0.0	144	10	6.9	204	53	26.0	13	4	30.8
復興庁	195	28	14.4	21	0	0.0	68	7	10.3	43	10	23.3	3	0	0.0
総務省	4,398	1,303	29.6	483	39	8.1	1,072	170	15.9	941	366	38.9	97	33	34.0
法務省	49,355	12,403	25.1	1,087	120	11.0	6,324	1,110	17.6	764	182	23.8	165	43	26.1
外務省	6,322	2,346	37.1	644	76	11.8	2,353	768	32.6	796	397	49.9	90	40	44.4
財務省	69,122	18,791	27.2	3,121	333	10.7	27,026	5,304	19.6	994	281	28.3	125	32	25.6
文部科学省	1,991	635	31.9	345	51	14.8	540	141	26.1	723	285	39.4	129	52	40.3
厚生労働省	28,412	9,813	34.5	827	96	11.6	6,726	1,461	21.7	1,518	539	35.5	245	94	38.4
農林水産省	17,332	4,478	25.8	863	60	7.0	6,029	784	13.0	1,775	602	33.9	320	104	32.5
経済産業省	7,580	2,273	30.0	1,361	186	13.7	2,442	612	25.1	1,257	514	40.9	186	61	32.8
国土交通省	55,680	8,874	15.9	2,788	100	3.6	14,288	1,120	7.8	2,686	513	19.1	486	105	21.6
環境省	2,941	720	24.5	228	21	9.2	946	135	14.3	480	149	31.0	34	15	44.1
防衛省	14,330	4,191	29.2	554	34	6.1	2,812	283	10.1	789	282	35.7	75	32	42.7
人事院	568	225	39.6	72	17	23.6	158	50	31.6	104	44	42.3	12	5	41.7
会計検査院	1,111	367	33.0	176	23	13.1	327	74	22.6	279	121	43.4	31	13	41.9
合計	275,944	69,783	25.3	14,269	1,270	8.9	74,761	12,473	16.7	16,949	5,218	30.8	2,637	765	29.0

資料出所:内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和7年度)

- 注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「防衛省職員給与法」という。)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象
- 2 「全職員」とは、注1に記載する職員の総数をいい、役職についていない者(係員相当職)、指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員を含む。
- また、「指定職相当」、「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」については本省及び国の地方機関の職員が対象、「係長相当職(本省)」及び「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については本省のみの職員が対象。
- 3 「本省課室長相当職(防衛省を除く。）」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職(防衛省を除く。）」の数値は、「一般職国家公務員在職状況統計表(令和7年7月1日現在)」(内閣人事局)、「係長相当職(本省)」、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成している。
- 4 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。
- また、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和7年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和6年7月2日から令和7年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。
- 5 「係長相当職(本省)」については「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

・本省課室長相当職

	令和7年7月1日現在			(参考) 令和6年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	165	16	9.7	165	18	10.9
内閣法制局	24	0	0.0	24	0	0.0
内閣府	232	33	14.2	245	28	11.4
宮内庁	45	3	6.7	48	5	10.4
公正取引委員会	63	4	6.3	62	4	6.5
国家公安委員会(警察庁)	900	22	2.4	890	24	2.7
個人情報保護委員会	17	3	17.6	14	0	0.0
カジノ管理委員会	13	2	15.4	12	2	16.7
金融庁	130	16	12.3	125	10	8.0
消費者庁	36	6	16.7	34	5	14.7
こども家庭庁	34	9	26.5	33	6	18.2
デジタル庁	40	0	0.0	39	3	7.7
復興庁	21	0	0.0	19	0	0.0
総務省	483	39	8.1	501	34	6.8
法務省	1,087	120	11.0	1,082	122	11.3
外務省	644	76	11.8	651	74	11.4
財務省	3,121	333	10.7	3,139	324	10.3
文部科学省	345	51	14.8	336	43	12.8
厚生労働省	827	96	11.6	804	80	10.0
農林水産省	863	60	7.0	858	51	5.9
経済産業省	1,361	186	13.7	1,362	178	13.1
国土交通省	2,788	100	3.6	2,777	90	3.2
環境省	228	21	9.2	235	19	8.1
防衛省	554	34	6.1	548	26	4.7
人事院	72	17	23.6	74	15	20.3
会計検査院	176	23	13.1	173	20	11.6
合 計	14,269	1,270	8.9	14,250	1,181	8.3

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和7年度）

- 注1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
- 2 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和7年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。
防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成。
- 3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員をいう。

・国の地方機関課長・本省課長補佐相当職

	令和7年7月1日現在			(参考)令和6年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	355	45	12.7	325	36	11.1
内閣法制局	10	5	50.0	12	6	50.0
内閣府	701	114	16.3	680	122	17.9
宮内庁	106	10	9.4	97	11	11.3
公正取引委員会	172	20	11.6	187	20	10.7
国家公安委員会(警察庁)	1,329	75	5.6	1,339	56	4.2
個人情報保護委員会	57	10	17.5	61	12	19.7
カジノ管理委員会	50	8	16.0	46	8	17.4
金融庁	493	86	17.4	496	75	15.1
消費者庁	109	35	32.1	112	28	25.0
こども家庭庁	124	36	29.0	117	28	23.9
デジタル庁	144	10	6.9	134	11	8.2
復興庁	68	7	10.3	63	4	6.3
総務省	1,072	170	15.9	1,101	149	13.5
法務省	6,324	1,110	17.6	6,312	1,020	16.2
外務省	2,353	768	32.6	2,297	719	31.3
財務省	27,026	5,304	19.6	27,004	5,120	19.0
文部科学省	540	141	26.1	546	141	25.8
厚生労働省	6,726	1,461	21.7	6,999	1,392	19.9
農林水産省	6,029	784	13.0	6,439	739	11.5
経済産業省	2,442	612	25.1	2,575	620	24.1
国土交通省	14,288	1,120	7.8	14,370	1,050	7.3
環境省	946	135	14.3	914	126	13.8
防衛省	2,812	283	10.1	2,755	235	8.5
人事院	158	50	31.6	163	52	31.9
会計検査院	327	74	22.6	331	71	21.5
合計	74,761	12,473	16.7	75,475	11,851	15.7

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和7年度）

- 注1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
- 2 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和7年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。
防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成。
- 3 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）5級及び6級相当職の職員をいう。

・係長相当職(本省)

	令和7年7月1日現在			(参考)令和6年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	406	96	23.6	381	85	22.3
内閣法制局	19	7	36.8	20	9	45.0
内閣府	408	137	33.6	353	118	33.4
宮内庁	272	41	15.1	280	34	12.1
公正取引委員会	304	113	37.2	301	114	37.9
国家公安委員会(警察庁)	1,355	192	14.2	1,349	190	14.1
個人情報保護委員会	65	16	24.6	62	17	27.4
カジノ管理委員会	55	8	14.5	48	3	6.3
金融庁	384	149	38.8	403	146	36.2
消費者庁	159	57	35.8	146	54	37.0
こども家庭庁	169	64	37.9	132	45	34.1
デジタル庁	204	53	26.0	176	35	19.9
復興庁	43	10	23.3	41	10	24.4
総務省	941	366	38.9	938	354	37.7
法務省	764	182	23.8	688	155	22.5
外務省	796	397	49.9	773	393	50.8
財務省	994	281	28.3	996	274	27.5
文部科学省	723	285	39.4	678	250	36.9
厚生労働省	1,518	539	35.5	1,506	514	34.1
農林水産省	1,775	602	33.9	1,751	584	33.4
経済産業省	1,257	514	40.9	1,241	496	40.0
国土交通省	2,686	513	19.1	2,608	469	18.0
環境省	480	149	31.0	525	159	30.3
防衛省	789	282	35.7	848	266	31.4
人事院	104	44	42.3	111	47	42.3
会計検査院	279	121	43.4	292	125	42.8
合計	16,949	5,218	30.8	16,647	4,946	29.7

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和7年度）

- 注1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
 2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成。
 3 「係長相当職（本省）」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。

・指定職相当における女性国家公務員の登用状況

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
令和7年7月31日現在	1,042	58	5.6
(参考)令和6年7月31日現在	1,048	54	5.2

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和7年度）

- 注 一般職給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。

ハ 役職別女性国家公務員の登用状況の推移

	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	指定職			本省課室長相当職以上			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上			本省係長相当職以上		
				総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)
平成17年1月	194,978	32,332	16.6	914	10	1.1	8,977	143	1.6	—	—	—	—	—	—
平成18年1月	194,155	32,841	16.9	938	11	1.2	8,976	155	1.7	—	—	—	—	—	—
平成19年1月	191,545	32,742	17.1	948	10	1.1	9,106	169	1.9	—	—	—	—	—	—
平成20年1月	188,527	32,545	17.3	956	11	1.2	9,211	180	2.0	49,376	2,279	4.6	144,089	18,913	13.1
平成21年1月	182,840	31,661	17.3	954	16	1.7	9,273	207	2.2	49,034	2,522	5.1	142,701	19,178	13.4
平成22年1月	169,730	28,828	17.0	967	19	2.0	9,250	224	2.4	46,660	2,259	4.8	134,252	17,566	13.1
平成23年1月	168,146	28,963	17.2	943	20	2.1	9,345	235	2.5	46,685	2,298	4.9	134,031	18,078	13.5
平成24年1月	165,830	28,741	17.3	965	18	1.9	9,484	247	2.6	47,143	2,419	5.1	134,233	18,539	13.8
平成25年1月	164,440	28,710	17.5	954	15	1.6	9,594	259	2.7	47,680	2,543	5.3	134,445	18,894	14.1
平成25年10月	—	—	—	969	21	2.2	9,691	287	3.0	—	—	—	—	—	—
平成26年1月	166,843	29,303	17.6	—	—	—	—	—	—	49,392	2,748	5.6	138,025	19,778	14.3
平成26年9月	—	—	—	985	28	2.8	9,839	326	3.3	—	—	—	—	—	—
平成27年1月	163,471	29,754	18.2	—	—	—	9,507	330	3.5	49,956	3,119	6.2	133,910	19,910	14.9
平成27年11月	—	—	—	997	30	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」等より

- (注)
1. 一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
 2. 「指定職」とは、一般職給与法の指定職俸給表が適用される職員をいう。
 3. 「本省課室長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上の職員をいう。
 4. 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)5級相当職以上の職員をいう。
 5. 「本省係長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級相当職以上の職員をいう。

	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	指定職相当			本省課室長相当職			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち 新たに昇任した職員		
				総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)
平成28年7月	270,097	48,329	17.9	1,005	36	3.6	13,683	557	4.1	75,278	7,049	9.4	16,287	3,887	23.9	—	—	—
平成29年7月	270,377	50,222	18.6	1,015	39	3.8	13,848	614	4.4	75,584	7,624	10.1	16,271	3,945	24.2	—	—	—
平成30年7月	270,519	52,075	19.3	1,017	40	3.9	13,920	677	4.9	76,138	8,232	10.8	16,339	4,085	25.0	—	—	—
令和元年7月	272,335	54,166	19.9	1,037	44	4.2	14,038	743	5.3	76,586	8,871	11.6	16,391	4,194	25.6	—	—	—
令和2年7月	273,150	57,076	20.9	1,053	46	4.4	14,015	832	5.9	76,225	9,389	12.3	16,088	4,263	26.5	—	—	—
令和3年7月	274,244	60,130	21.9	1,063	45	4.2	13,996	896	6.4	75,622	10,028	13.3	15,942	4,409	27.7	2,370	609	25.7
令和4年7月	274,204	62,600	22.8	1,026	51	5.0	14,092	976	6.9	74,993	10,560	14.1	16,254	4,600	28.3	2,658	688	25.9

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況フォローアップ」等より

- (注)
1. 一般職給与法の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
 2. 「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」の数値は「一般職国家公務員在職状況統計表」(内閣人事局)(各年7月1日現在)、「係長相当職(本省)」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成。
 3. 「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和4年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和3年7月2日から令和4年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員を、「係長相当職(本省)」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「本省課室長相当職」とは同俸給表(一)7級から10級相当職の職員をいう。
 4. 指定職相当の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づく各年7月31日現在のもの。
 5. 「指定職相当」とは一般職給与法指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員をいう。

	全職員 ※注2 (人)	女性 (人)	全職員に 対する 女性割合 (%)	指定職相当			本省課室長相当職			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち 新たに昇任した職員		
				総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)
令和5年7月	274,699	64,982	23.7	1,021	47	4.6	14,229	1,065	7.5	74,525	11,152	15.0	16,692	4,867	29.2	2,927	746	25.5
令和6年7月	276,467	67,448	24.4	1,048	54	5.2	14,250	1,181	8.3	75,475	11,851	15.7	16,647	4,946	29.7	2,804	805	28.7
令和7年7月	275,944	69,783	25.3	1,042	58	5.6	14,269	1,270	8.9	74,761	12,473	16.7	16,949	5,218	30.8	2,637	765	29.0

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況フォローアップ」等より

- 注1 一般職の職員給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「防衛省職員給与法」という。)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
- 注2 「全職員」とは、注1に記載する職員の総数をいい、役職についていない者(係員相当職)、指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員を含む。
- 注3 「本省課室長相当職(防衛省を除く。)」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」については本省及び国の地方機関の職員が対象、「係長相当職(本省)」及び「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については本省のみの職員が対象。職員及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成している。
- 注4 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。
- また、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和7年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和6年7月2日から令和7年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。
- 注5 「係長相当職(本省)」については「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指代的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。
- 注6 指定職相当の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づく各年7月31日現在のもの。